

別表第2（第6条関係）

第4条第1項第2号に規定する移住に向けた活動

補助対象経費		補助金の額	
区分	内容	申請時の住所地	補助上限額
交通費	越前市までの往復交通費 （ただし、一回の往復交通費が、補助上限額未満の場合は、実費）	下記以外の都道県（福井県を除く。）	30,000円
		群馬県、新潟県、鳥取県	28,000円
		香川県	26,000円
		静岡県、岡山県	24,000円
		長野県	22,000円
		和歌山県	20,000円
		三重県	16,000円
		大阪府、兵庫県	14,000円
		富山県、愛知県、奈良県、岐阜県、滋賀県、京都府	12,000円
		石川県	8,000円